

(1) 連携協議会の創設について

(令和5年4月1日施行)

平時から関係機関間の連携を図るとともに、感染症発生・まん延時においては、必要な協議を行うよう努めるものとする等、関係機関間における感染症発生・まん延時の対応に関する枠組の構築を推進する。

1 構成

管内の保健所設置市、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者団体、高齢者施設等の関係団体、消防、その他関係機関

2 役割

- 平時から、「入院調整の方法」「医療人材の確保・保健所体制」「検査体制や方針」「情報共有のあり方」等を議論・協議し、その結果を踏まえて、予防計画を策定する。
- 予防計画に基づく取組状況を定期的に報告し、相互に進捗を確認する。

3 運営方法（案）

地域の実情に応じた柔軟な取扱いを前提に、i) 全体をまとめる場とii) 各論ごとに議論する場に分け、両方ともに年1回以上の開催とする。

※ i) は既存の新型コロナに係る協議会等をベースにし、ii) での議論を共有等のうえ、予防計画を決定する。ii) は予防計画の項目に沿った各論点について、それぞれ関係する種類の会議体等において、数値目標も含めて議論する。

◆ 平時からの連携強化・綿密な準備を通じて、感染症発生・まん延時における機動的な対策の実施を図る。

(2) 都道府県と医療機関（※）との協定の締結等について

<基本的方針>

- 1 病床確保等協定の締結にあたり、**医療機関の現状の感染症対応能力や、協定締結・内容拡大のための課題、ニーズ等の調査を行い、新型コロナ対応の実績も参考に関係者間で協議し、医療機関の機能や役割に応じた内容の協定を締結。**

※病院、診療所、薬局、訪問看護ステーションなど

- 2 通常医療確保のため、協定締結に当たっての調査、医療審議会等を含む協議のプロセスを活用し、広く**地域における医療機関の機能や役割を確認し、医療提供体制の分担・確保を図る。**

<協定の締結>

- ・ 感染症法第36条の2第1項各号に掲げる措置のうち感染症発生・まん延時において当該医療機関が講ずべきもの

協定の種類（例）

- （1）病床 （2）発熱外来 （3）自宅・宿泊療養・高齢者施設
 - （4）後方支援 （5）人材派遣
- ・ 個人防護具の備蓄の実施について定める場合にあっては、その内容
 - ・ 措置に要する費用の負担の方法
 - ・ 協定の有効期間
 - ・ 協定に違反した場合の措置等